

# 鳥取縣公報

## 監査公告

監査公告第二號

地方自治法第九十九條に基き昭和二十一年度鳥取縣歳入、歳出決算並昭和二十一年度各特別會計歳入、歳出決算の審査を執行しその結果を昭和二十三年三月十二日縣議會及知事に報告した。  
要領は次の通り

昭和二十三年三月十二日

鳥取縣 監査委員

### 決算審査意見書

地方自治法の規定に依り昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出決算並に昭和二十一年度各特別會計歳入歳出決算の審査を執行の結果何れも正當なるものと認められた。  
依つて茲に概況並に意見を附し報告する次第である。

昭和二十三年三月十二日  
外 金 曜 日

昭和二十三年三月十日

鳥取縣監査委員 三

橋 誠

同

早 川 忠 篤

同

倉 繁 良 逸

同

横 山 照 夫

昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出決算審査概況並意見書  
審査の方針

戦後經營に依る國家行政の改革に伴い昭和二十一年度に於ける本縣行政もこれに順應し大轉換が行われ殆んど年度間を通じ戦時色の拂拭を初めとし民主的自治制度への過渡的、救濟的諸施策の連續に終始せる狀況を示してゐる。勢い縣の財政運營の狀況も異常の波亂を極めてゐる様である。由來國庫への依存性の強い本縣財政は此の大變革に際し國庫補助金の中止、繰延、或は減額等に依り各種事業の中止、打切、繰延、或は縮少等既定計畫は

本書ノ大體ハ國定規格A列5

相當崩壊を余儀なくされてゐる。加うるに諸物價の昂騰人件費の増嵩、財源の枯涸等種々の悪条件に觸されて財政面は非常な困難に直面した年度である。従つて本審査の重点も此の様な迂餘曲折と變動ある豫算の執行に際し其の運営に誤りはなかつたか、又費途の目標が豫算目的に背反する点はなかつたか、更に又支出内容は縣民の福利増進上効率的に使用されてゐるか、諸事業の施行も効果的に執行されてゐるか、經理に不正、不法、不當等會計法規上違背の点はなかつたか、歳入歳出の財源調整、その他、豫算經理の状況、特に流用、繰越等に關し、諸帳簿、證憑書類等に依り逐一審査し、更に必要な点は關係當事者に就き説明を聴取し或は實地に付き調査する等、全面的に慎重審査した次第である。

勿論龐大な書類であつて細部の点については監査の限の屈かなかつた点がないとも謂い難く又指摘せる点についても或は認識の相異なる点がないとも言えないが尠くとも重要な要点については洩れなく監査し、其の概要並にこれに對する意見は一應忌憚なく述べたつもりである。

此の報告に依り縣財政の一般状況の概略を縣民に了解願ひ進んで困難なる本縣財政の運営が圓滑適正に執行されることを念願するものである。

決算の概要

昭和二十一年度一般會計決算額は歳入一億八千七百拾九萬四千圓(以下千圓未満の端数は省略す)歳出一億八千三百八拾一萬七千圓で差引三百三拾七萬七千圓の殘餘を生じてゐる。然しこの内繰越事業の繰越財源が五萬一千圓、一般事業繰越に伴う財源が一百七拾五萬六千圓で合計一百八拾七萬七千圓の繰越財源を差引、一百五拾七萬圓の純剩餘額を生じてゐる様である。尤もこの内既に二十二年度の當初豫算なり、追加豫算の財源として既に九拾八萬二千圓は費消してゐるから現在に於ける殘餘額は五拾八萬八千圓余である。斯の如く金額の多寡は別として困難を極めた二十一年度の決算に於て歳入缺陷を生ずることなく健全財政を維持し得た縣當事者の努力と工夫に對し此の際大いに敬意を表するものである。又これを前年度に比較すると歳入に於て一億二千、百二

拾七萬三千圓、歳出に於て一億二千八百六拾五萬六千圓の増加を示し歳入、歳出とも二十年度の約三倍三分に膨張してゐる譯である。

これは申すまでもなく諸物價の昂騰に起因する人件費、事業、各補助獎勵金等の膨張が主なるものであつて、今これを數字に付て見るに人件費の五千六百拾四萬九千圓、事業費の三千六百四十萬六千圓、補助獎勵費の三千一百八拾五萬六千圓等が主なるものである。(第一號表參照)この外に特別會計があるがこれは後述することとする。

一般會計歳入

收入豫算額二億八千六百四拾三萬九千圓に對し收入決算額は一億八千七百拾九萬四千圓であつて其の内譯を大別すると國庫よりの分與税下渡金、補助金等合計で一億三千三百九拾六萬圓余となり全体の七割二分を占め次が縣起債收入一千八百五拾六萬圓で約一割、縣自体の稅收入は一千三百二拾六萬三千圓で約七分、その他、使用料手数料、生産收入等一切の諸收入を合計して一割一分程度であつて如何に國庫への依存性が強いかが良く判る次第

である。(別紙第二號表參照)

一方豫算に對する減收差額は九千九百二拾四萬四千圓の多額を生じてゐるが今其の主なる原因を大別すると、

- (イ)、中央政府の方針變更に伴い事業の中止、繰延、縮小等によつて國庫補助金の減額、繰延、打切り等があつたこと、
- (ロ)、經濟事情の昂進に原因して豫算見積りに喰ひ違ひを生じたこと、
- (ハ)、收入面全体を通じて支出面の夫に比し各主管課の措置が低調にして熱意と努力が缺けてゐること、

以上三項目を擧げることが出来ると思う。更にその減收内容を費目別に見れば國庫補助金の九千一萬四千圓縣債收入の七百十七萬四千圓雜收入の一百拾萬九千圓寄附金九拾一萬一千圓縣稅四拾萬二千圓等であるが、これらの減收の内主なるものに付ては關係事業施設の支出面で抑制調整し、或は一面增收分等で補填してゐるがこれは當然の措置といふべきことであつて將來は尙

一層、その調整を勵行し財政の確立を期すべきである右

00881

減收原因の内(向)の事項に付ては敗戦後初年度下、國內情勢未曾有の大變革に起因したものであつて已むを得ない事情もあろうが(向)の事項に付ては歳出豫算同様各關係部課に於て各々責任を分擔し積極的に其の收入の確實を期する様對處されんことを要望致したい。

収入面で甚だ遺憾なことは一應收入すべく賦課調定を致しながら年度内に遂に收入し得ず未収入として次年度へその不始末を残してゐることである。その主なるものは縣稅の二十六萬圓、寄附金の七萬圓、過年度收入の四萬五千圓等である。この原因も前述の様に收入措置に關する責任觀念の低調に歸するものと考え。大いに努力工夫を望むものである。

次に歳入の各細目に亘つて審査した結果狀況は左記の通りである。

(1) 國庫補助金中豫算に比し減收の甚しいものは次の通りである。

○教育費補助金(經常部) 百一萬六千圓

教職員の暫定加給補助を八割補助として豫算計上せ

るも五割に減額された爲であるが歳出の職員給與改善費、暫定加給費の内でも調整されて居る様である。

○衛生費補助金(經常部) 十一萬圓

市町村傳染病豫防費補助其の他衛生費補助の減率によるものであつて國庫財源に窮乏を來した爲二十二年年度にて考慮する旨通報ありたるも目下尙交渉中の模様であつて交付額が決定してゐない。何れにしても二十一年度としては歳入缺陷となれるものである。

○厚生諸費補助金(經常部) 五萬六千圓

社會事業職員費補助、民生委員費補助、越冬同胞援護費補助で何れも補助申請に對し査定の結果減額されたもので而かも其の補助金は出納閉鎖前後に交付指令を見たので豫算措置が出来なかつた爲の減收である。又住宅對策補助金二萬一千餘圓は當該費目の收入とせず雜收入とした爲本費目では收入減の形となつてゐる。

○農業費補助金(經常部) 五十一萬九千圓

自給肥料改良増殖獎勵費補助三十萬五千圓を初め堆

00882

02800

肥増産運動費補助三萬圓、共同實踐施設費補助三萬

四千圓及指導督勵費補助五千圓合計三十七萬五

千圓が國庫財政の都合に依り減額されたものであ

るが、歳出で三十萬八千圓の不要額に依り補填し

あるも、猶六萬七千圓が縣費支出となつてゐる。

又甘藷貯藏施設費補助として十二萬三千圓の歳入

豫定をして居りたるもこれも國庫の都合に依り補助

金が交付されなかつた爲全額純縣費を以て支辨施設

事業を強行してゐる。

○土木費補助金(臨時部) 六千一百四十九萬一千圓

中小河川改良費補助 二萬八千圓

二十年災害土木復舊費補助 一千一百八十七萬七千圓

二十一年災害土木復舊費補助 四千九百五十四萬九千圓

事業繰越の爲 一萬八千圓

道路橋梁費補助 起債が許可にならなかつた爲

震災土木復舊費補助 十三萬一千圓

十六年災害土木復舊費補助 七萬八千圓

十七年同 十四萬八千圓

十八年同 十一萬三千圓

十九年同 二萬三千圓

以上合計額六千一百五十七萬五千圓の處豫算に比

し増收のもの十二年災害土木復舊費補助一萬八千余

圓及十三年災害土木復舊費補助六萬八千余圓を差引

額が減收になつてゐる。これは事業の翌年度繰越に

伴うものであつて已むを得ないものと認める。(繰

越額六千七百四十三萬三千圓)

○水産業費補助金(臨時部) 六萬一千圓

増殖事業費補助五萬九千圓の減額により生じたもの

で歳出面では調整してゐないので歳入缺陷となつて

ゐる。此の外に五、六百圓程度の補助打切となつた

ものが數口ある。

○畜産業費補助金(臨時部) 三萬九千圓

主として飼料自給獎勵事業費補助一萬一千圓及酪農

獎勵費補助二萬二千圓が年度中途に於て打切となつ

た爲でこれも歳入缺陷となつてゐる。

○商工業費補助金(臨時) 四萬圓

去として中小商工業經營能率増進指導費補助一萬五

千圓の打切によるもので他に少額、補助打切と

88800

なつたものが数口あつて歳入缺陷を生じてゐる。

○農業土木復舊費補助(臨時部) 四十五萬一千圓

△天津村外三ヶ村改良事業費補助 八萬九千圓

△庄内村外同 一萬七千圓

△北條用排水改良事業費補助 十四萬二千圓

以上三件は本省の指示に依り事業中止の爲補助打ちとなつたものである。

△南谷村外三ヶ村改良事業費補助 九萬四千圓

は資材其の他の面で事業が意の如く進捗しなかつた爲補助減額になつたものである。

△第五次土地改良事業費補助 九萬圓

は農地開發營團依頼の機械購入代金を本省に於て支拂つた結果該代金相當額が補助金未交付となつたものである。

○勸業諸費補助金(臨時部) 十五萬五千圓

農村經濟更生補助及農村勞力調整施設費補助は終戦後其の事業が中止された爲補助打ちとなつたものである。

又蔬菜康實施費補助は現物入荷なき爲事業縮小に依る國庫補助十萬圓が減額となつたものである。

○厚生諸費補助金(臨時部) 三萬二千圓

軍人援後事業の廢止に依り補助中止となつたもので充當歳出面で大部分抑制留保してある。併し諸經費として二千圓程度純縣費の支出をしてゐる。

○開拓事業費補助金(臨時部) 一千五百八十八萬七千圓

開拓に關する各事業、施設は殆んど何れも全額國庫補助であるが國庫財源の關係で補助が減額された爲と一方用地の買収或は資材の確保等の点で計畫通り事業の進捗を見ず爲に計上豫算に對し減收を來してゐるものである。此の減收對策は歳入不要額で大部分を補填し一部事業繰越をして歳入缺陷にはなつてゐない。

○進駐軍諸費補助金(臨時部) 四萬三千圓

最初全額補助として十三萬一千圓の交付を受けたが年度末に至り九萬五千圓の減額指令あり差引實收三萬六千圓にて豫算計上額八萬圓との差額四萬三

千三百圓の減收となつたものである。これが對策は歳出の進駐軍諸費の調整に依り補填してある。

(2) 概算補助であつて精算追加額を年度内に受入れてないもの及受入超過に依り返還を要するもの

○警察費下渡金(經常部) 二百五十三萬八千圓

出納閉鎖後の精算下渡金にて事務的に年度内に受入れ困難となつたものである。二十二年度に於て精算追加額二百六十萬三千圓を收納済である。

○教育費下渡金(經常部) 四百十五萬六千圓

収入豫算千五百九十一萬四千圓に對し収入決算額は千七百七十五萬七千圓であつて四百十五萬六千餘圓の収入減となつてゐるがこれは歳出に於ける俸給、旅費其の他國庫下渡金の對照となるべき諸給與の支出減に依る自然減收であつて右収入減は別段歳入缺陷となつたものでなく理由とする處は俸給與制度の切り替えの際に於ける歳出の見積り過大に起因するもの、様である。

○保護救護費補助金(經常部) 八十二萬九千圓

(3) 豫算見積過大に依り減收のもの

○給與制度改善費補助金(臨時部) 二百三十八萬圓

○年末一時金 (同) 十三萬七千圓

職員給與改善に要する補助金であつて豫算見積過大に依つて生じた減收であつて歳出減で補填してある。今後は慎重に適確なる資料に基き豫算の編成をするよう要望したい。

(4) 一、二の地の事情で減收となつたもの

○道路損傷負給金(經常部) 二萬五千圓

戦後の混亂の爲業者から測定資料蒐集困難に依り年

度内に認定が出来得なかつた趣であるが要は収入格  
置が低調にして熱意と努力が足らなかつた点をこゝ  
にも指摘し注意を促したい。

○生産物賣拂代（經常部）五十八萬圓

一應は豫算の見積過大によるものとの見方もあるが  
豫想外の生産不振と又反面特定賣却による減収が主  
因であると考えられる。今後は一層増産に意を用う  
ると共に合法的有利な方法により販賣し収益を擧げ  
る様希望する。

○土木費寄附金（臨時部）二十二萬二千圓

千代川改修工事一部繰延に伴う地元寄附十四萬七千  
餘圓の繰延と日置川改良工事に対する地元寄附二萬  
餘圓の關係町村起債事情に依る未収に因るものであ  
る。尤もこの分は二十二年度に於て收納済である。  
尙其の他の事業中止又は繰延等に伴う地元寄附金の  
必然的減収も含まれてゐる。

○教育費寄附金（臨時部）四十三萬八千圓

米子醫專設置寄附 三十四萬餘圓

由良高女建設寄附 五萬三千餘圓  
智頭農林建設寄附 五千圓

右減収は何れも地元市町村及關係諸団体の財政的事  
情より生じた未收額である。

○縣 六（臨時部）七百十七萬四千圓

災害縣である本縣は大部分のものが災害土木復舊に  
要する借入額であるが豫算に比し減収になつた事情  
は主要次の通りである。

△起債の許可にならなかつたもの

緊急道路改修費 十萬七千圓

警察電話架設費 二萬六千餘圓

△事業中止のため起債の要がなくなつたもの

天神川砂防工事費 一萬三千餘圓

△起債許可のもの、内一部未借入を餘儀なくされた  
もの

起債許可のあつたもの、内従前のように全額を預  
金部預金或は簡易保險等國庫より借入ることが困  
難となり必然地方金融機關よりも調達を餘儀なく

される情況となつた關係も多かり起債額の一部が地  
方金融機關の都合により未借入となつたものであ  
る。

△起債許可のもので翌年度繰越となつたもの

二十一年災害土木復舊費六百五十五萬五千圓及其他  
二十年災害荒廢林地復舊費等合計六百六十七萬四  
千圓である。

⑥、豫算に比し増収のもの

細目的に見れば縣稅、使用料及手数料、及前年度繰越  
金の内に散見せられるが何れも特殊な事情によるもの  
でなく自然増収、或は豫算見積過少より生じたものゝ  
様である。

⑥、収入未済金 三十八萬二千圓

△縣稅の二十六萬圓餘は鳥取市、米子市を初め概ね市  
街地區町村の滞納によるものである。

主なる税目及未收金を拾つて見ると次の通りである。

營業稅附加稅 九萬一千餘圓

縣 民 稅 五萬五千餘圓

電 氣 稅 二萬二千餘圓

不動産取得稅 一萬六千餘圓

礦 區 稅 一萬三千餘圓

等である。収入未済總額を測定額三千十一萬八千圓  
に比較すると其の割合は〇、〇〇八であつて、これ  
を二十年度の比率〇、〇〇二に比較すると未收率は  
多くなつて居る。此の未收額二十六萬圓餘は二十二  
年度に繰越徵稅中であつて十二月末現在約五五％に  
當る十四萬二千餘圓は既に收納済であるから年度内  
には完納せしめる様努力せられんことを希望する次  
第である。

△雜收入の内過年度收入四萬五千圓は由良高女建設寄  
附十九年分の延納分三萬五千圓及智頭農林の同様延  
納分一萬圓である。右は極力收納に努力中の由なる  
が三ヶ年度を経過せる現在未だ未收納になつて居る

ことは取扱上緩漫も甚しい速に納入方措置されたい。  
 △土木費寄附金三萬七千圓の内二萬圓は日置川、勝部川改良工事に對する地元寄附であつて關係町村起債事情に依る未納額であるが二十二年度に於て既に收納済である。

次に一萬二千圓は大岩村の道路改良に對する地元寄附金であつて大岩村に對し納入方督促中の趣であるが現在未だ未納の儘となつて居るので早急に納入せしむべきである。

△教育費寄附三萬七千餘圓は由良高女建設寄附金で二十一年度分としての未收額である。前記過年度收入分二萬五千圓と共に至急納入せしめられたい。

一般會計歳出

歳出豫算額は二億八千六百四十三萬九千圓であつてこれに對し支出額は一億八千三百八十一萬七千圓である。別に翌年度への繼續事業の繰越が五萬六千圓、一般事業繰越分が六千九百六十九萬一千圓で差引殘額の三千二百八十七萬五千圓が不要額として打切られてある。支出額を

前年度たる昭和二十年度に比較すると一億二千八百六十五萬七千圓の増を示して居り約三倍三分の増率を示している。

歳出の内主なるものは勸業費の三千五百二十八萬六千圓、土木費の三千三百三十八萬圓、厚生費の二千三百十六萬四千圓、教育費一千七百二十三萬七千圓、開拓費一千二十萬六千圓等である。(其の他内譯別紙第三號表参照)

歳出豫算と支出額との差額は一億二百六十二萬二千圓という巨額に達してゐる。尤もこの内事業施行上の都合で昭和二十二年年度へ繰越したものが六千九百七十四萬七千圓で實質上の差減額と見るべき額は三千二百八十七萬五千圓である。(第四號表参照)

此の減額を來した理由は歳入の部に於て述べたと同様に策の變更、國庫財政の都合等で各種の國庫助成が減少繰延べられたること、一、物資入手難等の爲め事業豫算が豫期の如く消費し得られなかつたこと等がその主要原因の様であつて己むを得なかつたことと認める。

歳出全般を通じて感じたこと、指摘したいこと、今後改

善を必要と認めた点等は主要次の通りである。

一、支出豫算等につき知事に項内流用の権限があるのを奇貨として費目によつては議會から承認を與えた精神とは全然別な方面に豫算が費消されてゐると謂えるものがある、これは巧妙に議會の意思を無視したのもともいえるであらう。勿論豫算はその本質上過不足の生ずることは珍らしくなく、特に最近の如き諸物價の變動の多い時に於ては經理の困難な事は容易に想像される所であるが一旦豫算として議決された以上執行機關は決議機關の與えた意思を忠實に履行すべきであり、等の如きは豫算執行上不適當のそしりは免れない所であらう。

今流用された主なるものを拾つて見ると

- 警察費(經常部) 俸給々料、諸給間に 十二万圓
- 教育費(同) 國民學校職員費 俸給、賞與各種手當間に 一百九万八千圓
- 同 (同) 青年學校費 同上間に 二十一万三千圓

- 勸業費(同) 蠶業費内に 九万圓
- 土木費(同) 土木費國庫負擔金内に 二万六千圓
- 同 (同) 災害土木復舊費内に 九万五千圓
- 諸費(同) 物價騰貴對處費内に 七万四千圓等である

一、各種団体補助と事業指導監督及經理監査が不十分である。

補助金、支出に當つては各団体より豫算書を附して申請させてあるようであるがそれが果して申請目的に適い完全に費消されてゐるかどうかにつき、證據は勿論決算書の提出をも得ておらん団体もあり従つて監査も行われていない様である。

所謂補助金の出しつ放しと言つた憾があるのは無責任の極みといへば可い。又縣の部外、部内に屬する様な団体の設立が多すぎはしないかということも感ぜられる。勿論之等の中には中央政府の指示に依るものもある様であるが曰く、何々増産本部 何々協會、何々聯盟といつた様な団体を造り縣の

事業を代行せしめてゐる所謂責任轉嫁の結果とも視られる様な点もある。殊にこれら法的に何等根據のない諸団体に相當多額の縣費が支出されてゐることは好ましくないことである。今後は嚴に謹むべきであらう。

一、豫算議決後國庫補助の廢止、其の他諸種の事情の下に事業を全然廢止されたもの或は事業の根本計畫に影響する程度縮小せるもの等が尠ない。これらの原因については種々の事情のあることは論をまたないけれども、關係部課並に出先機關の機宜の處置を得ざりしものもなしとしない様である。將來事業の計畫執行に當つて旺盛なる責任感に深く期待をかけるものである。又これらに伴う豫算に付ては別段更正削除等の處置を採らず其の儘に不要額として打切つてあることは適當でないと思はれる。敢て些細な項目までも追求する譯ではないが相當多額な事業なり施設等を其の後の事情に依り廢止縮小不要となりたる時は更正豫算を以つて時々縣議會の協賛を通じ廣く縣民にその動向を知らしむることが必要であり。これが所謂親切なる民主行政

と考へる。更に豫算經理の適正を期する面から見ても大いに必要と考へる。

一、支出豫算の不要額は三千二百八十七万五千圓であるが其の大部分は國庫の助成其の他特定財源の収入が得られなかつたため當然に中止打切りとされたものであつて所謂眞の意味の豫算殘は極めて少額である。今歲出内容の全般を通覽する場合、部局課に依つては尙節約の餘地があるやに感ぜられる向がないでもない。如何に與えられた豫算であつても諸種の事情に依り使用する必要がなくなつた經費なり餘裕を生じた費用は眞に大局的見地に立ち其の支出の節省を圖るべきである。斯くすることに於てこそ初めて豫算分取りの弊も除去され縣財政經理の一元化、合理化が實現する譯である。この点については關係當事者の積極的協力と工夫とを切望して止まない所である。

一、數ヶ年を豫定せる土木事業、耕地事業、其の他單年度事業にありても其の進捗狀況が頗る緩慢であるものが尠くない。國庫補助の繰延を初めとし物資、資金、

勞力等に種々の隘路のある現状、於て豫定通りの進捗を期することは容易なことではないがその竣功が徒らに遷延することは相當の巨費を投じながらも工事目的の達成に依る利益の享受が次第に後れるのみならず工事費其の他これに關する諸經費は自然増嵩し一般縣民なり關係地方民の負擔増加は免れない所と考えられる。最善の努力と工夫を拂い、それ等諸事業の完成の一日も速かなことを念願するものである。

一、臨時部勸業費中の農業技術滲透施設事業費は昭和二十年度から繰越された事業であるが更に三十三萬六千圓が昭和二十二年に繰越されてゐる。これは國庫補助の下に出發した事業の様であるが其の後諸般の事情が激變して來たのみならず、物價の騰貴で當初計畫のものには實施不可能の状態である。此の際其の當初の計畫に捉はれることなく施設計畫即ち設置箇所數、施設内容、經營方法等の全般に亘り再檢討を遂げて經營の万全と關係經費支出の合理化を圖るべきであらう。

一、中小工業共助費縣費補助金還付金六十九万五千餘圓

は昭和二十年度に於て中小工業企業整備補助金として本省より交附されたものであるが業者間の負擔の点で行き悩みがあり豫定計畫通り企業整備は進捗せず、その内終戦による混亂の爲め企業整備も事實上取止めとなつた爲め一先中小工業者共助會に該補助金を保管せしめてゐる。其の後本省の指示がないからという理由の様であるが既に約二年の歳月を経過せる今日、しかも縣の歳入歳出豫算に計上して居りながら尙右共助會に保管せしめ居ることは甚だ了解に苦しむ所である。斯の如き數十萬圓の金額をしかも國庫補助金を一團体に預托し居るが如きは甚だ不都合にして其の措置は甚しい怠慢といふべきであらう。速かに縣費に繰入れたる上正規の手續に依り處分すべきである。

一、繭檢定所の製糸事業に付ては繭價の變動等に依り經營上種々と困難な点はあると思はれるけれども收支の均衡を甚しく失してゐる様である。即ち生産品たる生糸の賣拂代は生産量の減少と單價下落といつた理由で豫算額に比し五十五萬圓餘の収入減であるに一方歳出



00891

面は二十六万二千圓餘の節約に止まつてゐる。結局差引三十万圓の歳入缺陷を生じ一般經費を費消してゐる譯である。此の間豫算外に於ける在庫製品の見積りが除外されてはゐるが何れにしても相當額の歳入缺陷を生じてゐることは事實であつて誠に遺憾なことである。今後當事者の奮起に依りその經營の合理化を要望するものである。

一、開拓事業豫算は二千六百三十八万一千圓の多額であるに支出は一千二十万五千圓であつて半分にも満たない状況で時局下殊に緊急性の強い開拓事業の進捗状況の良くないことは誠に遺憾に思われる。理由とする所は一に國庫補助の減少という点にある様ではあるが、中央との連絡を充分にすると共に縣側に於ける事業成績の昂揚に萬金を盡し一度豫算化したる以上、その獲得に最善の努力を拂ひ事業施行上齟齬を生じない様要望に堪えない。

一、物品購入費、其他懇談會經費の負擔金等の如き支拂に於て、これを正當債主に支拂す中間旋的存在

の者の受領書で支拂つてあるものがある、甚しきは官公廳職員を受領書に依つた如きものがあるがこれらは充分なる注意が拂われたい。

一、豫算科目に照し合理性の乏しい支出と目されるものが尠くない。其の具体的事例を一一掲げるとは際限がないが、例えば或一つの懇談會費用を全然關係のない部課關係經費で支出してゐるとか、又衛生費關係で建築課の公衆電話の移轉費を支出して居るが如きはほんの二例であるが、要は豫算科目に照し非常識且つ不合理的ない様經理されることが望ましい。

一、鳥取市内に警察官練習所廳舎として七十六萬餘圓で土地建物を購入し其の一部を警察官の住宅として使用してゐるが全然家賃を徴してゐない。住宅を有しない警察官との均衡から考へて適正なる家賃を設定收入することが必要と考へる。又買得したる右土地家屋の所有權移轉登記を可及的速かに了することも必要である。

一、縣の財政は昭和二十年度は五千五百十六萬一千圓が昭和二十一年度には三倍を越ゆる一億八千三百八十一

00892

00800

萬七千圓となり更に昭和二十一年度の現在豫算額は七億七千三百六十五萬八千圓という老大な額になつてゐる。今これを昭和二十年度決算に比較すると十五倍に近い膨張である。従つてこれが經費支出事務の繁激は昔日の比ではない。特に諸給與の複雑化、諸物價の變動、諸物資の入手難等の諸事情が相錯緊して會計事務の處理は一層の繁激を極めて來た。しかるにこの出納

經理事務を擔當する陣容は依然として從來と大差ない實情であつて事務分量の負擔過重を認める次第である。勢い凡ゆる支拂の精査に當り不十分な点の生じつゝあることが感ぜられる。就てはこれが審査検討に當るべき機構の整備強化を圖り支拂内容の性質、數量單價等の審査は勿論のこと豫算目的に合致せるや否等の点に於ても充分検討を加えて誤りなきを期する要ありと認める。

一、物品の出納保管々理は非常に悪く多くの不足を示してゐることは遺憾に堪えない。事業費關係といわず事務關係と言わずこれら經費の伴うところには必ず物品

の購入、保管々理が生じて來るのである。備品に限らず消耗品の出納乃至は保管々理に關しても會計法規上責任者が定められてゐるが其の取扱いに徹底を缺き責任觀念が稀薄になつて居る様である。

二十一年度中に購入された物品のみにても莫大な數字を豫想されるが此の出納保管の當面の責任者は關係帳簿を整頓し其の出納を明かにし又保管々理を嚴重にすべきである。甚しきはその帳簿さえ誤けて無い向きもある様である。現在の如く物資入手困難のとき又物價暴騰の抗柄嚴重なる取扱いを要すべく殊に公共物である備品の保管と責任は判然とせしめ置くべきである。

特別會計

特別會計には大禮恩賜賑恤資金會計以下十一會計の決算があり其の收支狀況は次の通りである。



費目	歲入	歲出	差引殘
大禮恩賜賑恤資金會計	四、二七五	三、八四七	四二八
慈惠救濟金會計	一、二、五九九	一〇、〇〇八	二、五九一
罹災救助基金會計	四五六、六〇三	三六八、三一三	八八、二九〇
男女青少年團專業獎勵資金會計	六、五六五	六、一三五	四三〇
教育資金會計	二一、〇二一	一〇、一四六	一〇、八七五
就勞獎勵資金會計	四〇、八六〇	三七、二九三	三、五六七
學校生徒獎勵資金會計	一五〇	一	一五〇
縣立實業學校實習費會計	一四六、六〇三	八八、〇九九	五八、五〇四
印刷事業費會計	四一四、二五二	三三四、七五二	七九、五〇〇
自作農維持獎勵資金會計	三、五四八、九二九	五五四、二三二	二、九九四、六九七
畜牛增殖獎勵事業會計	五一九、七八〇	三九七、三八四	一二二、三九六
計	五、一七一、六三七	一、八一〇、二〇九	三、三六一、四二八

總評

以上の通りであるが自作農維持獎勵資金會計に於て轉貸先より豫定計畫以外の繰上げ償還があつたため二百九十九萬四千圓の殘額が生じてゐるがこれは縣より借入先に對し償還を要するものであり、何等餘裕を生じたるものではない。

決算の概況は大体以上の通りであるがこれを通覽するに經濟界の激變に伴い縣の財政も大波亂の裡に終始してゐる。即ち當初豫算の一千六百五十萬圓に對し年度内の追

加は實に二億六千九百九十一萬六千圓の巨額に達してゐる狀況である。更にその支出面の狀態を視るに豫算總額二億八千六百四十三萬九千圓の内實際支出した額は一億八千三百八十一萬七千圓で差引一億三百六十二萬二千圓の殘額を生じてゐる。この内六千九百六十九萬一千圓は戰後經營に伴う國策の變更、並に國庫財政の都合に依る補助金の繰延、打切り或は資材入手難等の爲め事業の繰越を餘儀なくせられ、更に三千二百萬餘圓は矢張り同上の事由の下に事業の打切が行われてゐる實狀である。斯の様な實狀であつて、縣事業なり施設の廣範なる部面に亘り豫定事業の變更更新を來しているがこれらは大戰終息に依る改革に基くものであつて蓋し已むを得ないものであろう。

この大變革の裡にあつて克く收支の均衡を圖り縣財政を破綻に陥ることなく運営維持し一百五十七萬圓餘裕金を生じてゐることは眞に容易ならぬ努力工夫の結果に依るものであつてこの點縣當局の努力を多とするものである。豫算の執行に付ては正當のものと認める次第であるが、

前述したるが如く數千萬圓に對する事業の打切り、縮小等を行いながら何等縣議會への協賛を求めずその儘に放置してあるものがあつたり、又豫算内の流用が相當多額に上つて居り、中には議決機關の眞意を無視した流用とも見られる様な点もある。更に何々本部とか、協會とか、聯盟とかいつた様な機關を縣の外に造り、これに相當多額の補助を支出して其の結果が放任的であつたり、或は支出面の内容を檢討するとき所謂豫算分捕りの感を深くする点も尠くない。即ち事業とか、國庫補助の多い方面の支出内容と寡少なる方面のそれと比較し大いに懸隔があることは否めないことである。更に又歳入豫算の措置は比較的無感心であるのに引きかえ、歳出豫算の執行については當然の餘裕殘額をも費消せるかの感があること等は遺憾である。以上の諸点は今後に於ける財政運営上の重要課題であり、その執行方法につき大いに研究刷新を圖られ度。

希くはこれが運営に付いては會計上の諸法規を恪守し正確を期するは勿論關係諸制度の整備刷新を行いその機構

00895

の強化を圖ると共に一面本縣財政窮乏と困難とに思いを致し、全職員が一致協力し、よりよき理解の下、眞に其の經理運営の合理化を圖り冗費を節し以て堅實財政の確立に協力されんことを念願すると同時に以上指摘した諸点に關し反省を促し度し。

尙行政機構の整備、強化、或は縣行政の方策運営等の諸問題に關しては別に行政監査を執行し逐次報告する計畫

である。

終りに前年度決算審査の際本委員より指摘注意した事項中未だ何等措置されてゐない事項がある様であるが、これは誠に遺憾である。速かに相當の處理を行われたい。万一何等理由なくこれを放置する場合は其の責任を追求することがあるかも知れない。

(第一號表)

昭和二十年、二十一年度決算監査調

(單位千圓)

區分	二十一年度	二十年度	比較増△減	同上割合	二十一年度	二十年度	同
一、人件費	七二、一八九	一五、〇四〇	五六、一四九	四、七三	三七七	二七二	
俸給々料、報酬手當	五九、九三三	一一、五九五	四八、三三八	五、一七	三〇五	二一〇	
旅費	二、三六六	一、〇三〇	一、三三六	二、三〇	二三	一八	
賞與、慰勞金	四、九一八	一、七四九	三、一六九	二、八一	二五	三二	
備人給、及其他雜給	三、九八二	六六六	三、三一六	五、九八	二四	一一	
二、恩給、扶助料、死亡給與金、退職金	四五七	八七二	△ 四一五	△ 一、九一	二	一六	
三、廳費	四、七一一	九七二	三、七三九	四、八五	二三	一八	
四、事業費	五〇、一二五	一三、八一九	三六、四〇六	三、六三	二五二	二五二	

00896

00800

六、補助金、獎勵金	五三、〇四七	二二、一九一	三一、八五六	二、五〇	二六八	三八四	
七、公債費	二、二七八	一、〇七七	一、二〇一	一、一〇	一一	三八	
八、機密費其他交際費	七一	四三	二八	一、六五	一	一	
九、財産管理維持費	三六〇	三〇	三三〇	一一、〇	二	一	
十、其他	一、三〇〇	一、〇七七	二二三	一、二一	六二	二〇	
合計	一八三、八一七	五五、一六一	一二八、六五六	三、三三	一〇〇〇	一〇〇〇	

(第二號表)

昭和二十一年度鳥取縣歳入決算内譯表

歳入經常部

(單位千圓)

費目	金額	割合	費目	金額	割合
1 縣稅	二九、八五七	一五九	4 使用料及手数料	三、九〇〇	一一
一 國稅附加稅	三、三三三	一八	5 國庫支出金	四三、二七二	二二
二 獨立稅	九、七五八	五二	6 雜收入	四、一三六	二二
三 目的稅	一八二	一	經常部計	八一、一八一	四三四
四 地方分與稅	一六、五九四	八八	歳入臨時部		
2 分擔金及負擔會	一三	〇	費目	金額	割合
3 財産收入	三	〇	1 繰越金	一〇、七六〇	五七
			2 國庫支出金	七四、〇九三	三九六
			3 分擔金及負擔金	一	一
			4 寄附金	二、五四七	一四
			5 繰入金	五三	〇

00800

昭和三十二年三月十二日印刷 昭和二十三年三月十二日發行		昭和二十二年四月十五日 第三種郵便物認可		昭和二十二年四月十五日 第三種郵便物認可		昭和二十二年四月十五日 第三種郵便物認可	
三、三七、三九、〇八	五、〇〇〇	八五〇,〇〇〇	一、七五、〇〇〇	一三、一四一	二、七九、一七二	五八、六五八、〇八	差引増減額 (殘額)
6 財產賣拂代	1 八、五六〇	1 八、五六〇	1 八、五六〇	1 八、五六〇	1 八、五六〇	1 八、五六〇	〇
7 縣債	1 〇六、〇一三	1 〇六、〇一三	1 〇六、〇一三	1 〇六、〇一三	1 〇六、〇一三	1 〇六、〇一三	〇
臨時部計	1 〇六、〇一三	1 〇六、〇一三	1 〇六、〇一三	1 〇六、〇一三	1 〇六、〇一三	1 〇六、〇一三	〇
歳入合計	1 八七、一九四	1 八七、一九四	1 八七、一九四	1 八七、一九四	1 八七、一九四	1 八七、一九四	〇
(第三號表) 昭和二十一年度一般會計歳出内譯表							
歳出經常部 (單位千圓)				歳出臨時部			
1 會議費	1 九三	1 九三	1 九三	1 警察費	3 四三六	3 四三六	1 九
2 縣職員費	二、八四八	二、八四八	二、八四八	2 土木費	三、一三一	三、一三一	一八〇
3 警察費	三、六五四	三、六五四	三、六五四	3 教育費	一、七二八	一、七二八	一〇〇
4 土木費	二四九	二四九	二四九	4 勸業費	二九、〇二三	二九、〇二三	一五八
5 教育費	一五、五〇九	一五、五〇九	一五、五〇九	5 開拓費	一〇、二〇六	一〇、二〇六	一五五
6 衛生費	一、一八四	一、一八四	一、一八四	6 縣債費	二、五一七	二、五一七	一五
7 厚生費	二、一六四	二、一六四	二、一六四	7 衛生費	四九、三〇三	四九、三〇三	二六八
8 勸業費	六、二六三	六、二六三	六、二六三	8 臨時部計	一一九、五二二	一一九、五二二	七〇五
9 地方振興費	三二二	三二二	三二二	歳出合計	一八三、八一七	一八三、八一七	〇〇〇
(第四號表)							
續費遞次線				既決豫算計上額			
越財源充當額				事業繰越追加			
當初豫算計上額				豫算計上額			
其他追加豫算計上額				其他追加豫算計上額			
計				計			

昭和二十三年三月十二日印刷  
昭和二十三年三月十二日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町